

平成26年度
海外武者修行型 ふくい夢チャレンジプラン支援事業募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、海外で専門技能や知識を取得しようとする若者の活動を支援することにより、海外において活躍できる若者を育成することを目的とする。

2 応募資格

次の基準をすべて満たす個人とします。

- (1) 次のいずれかに該当する若者（18歳から35歳までの者をいう。以下同じ。）であって、本県の若者の活躍を支援する意欲のある者
 - ア 県内の小学校または中学校を卒業した者
 - イ 県内の事業所に就職した者や本県で起業した者など、本県で就業している者
- (2) 本事業により武者修行しようとする専門分野での具体的な経歴および成果があること。
- (3) 外国での修行に堪えうる語学力があること、または修行先の受け入れ体制が整っており意思疎通に支障がないと認められること。
- (4) プランを確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること。

3 対象となるプラン

- (1) 若者個人が自己の能力を高めるために、海外で専門技能や知識の習得をめざす独創的かつ先駆的なプランとします。（目標達成までに1年以上を要し、海外に6か月以上滞在するもので、渡航先で修行を実施する学校や指導者等の受入先、修行内容が具体的であること。）
- (2) プランのテーマや分野は自由ですが、1個人につき1件のみ申請ができるものとします。

なお、9に定める審査により選定された個人には、プランの実施前に支援金を提供します。

○プラン例

デザイナー、パティシエ、アーティスト等が国際コンクール上位レベルをめざして、海外のトップレベルの指導者の下で武者修行を行うプランなど

4 プランの条件

- (1) プランは、専門性が高く、独創的かつ先駆的な内容であること。また、修行の実施場所においてのみ技能や知識の習得が可能なものであること。そのため、単なる語学留学や日本国内で習得可能な内容のプランなどは対象となりません。
- (2) 目標は、短期間で達成できる低い目標ではなく、その達成するまでに1年以上を要するなど高い目標であること。
- (3) 海外に6か月以上滞在するものであること（今回の修行とは別に語学学校に通学する場合は、語学学校に通う期間を除く。）
- (4) 海外で修行を実施する学校や指導者等の受入先、修行内容が具体的であり、受入れが認められていることまたは受入れが確実と認められること。

5 プラン開始時期

- (1) プランは、平成27年3月末日までに開始することが必要です。
- (2) プランの開始日は日本を出国する日とします。

6 支援金の支払

9に定める審査により選定された方については、受入れ先と渡航日が確定した後に、支援金の請求書類を提出していただきます。その際、受入れ先が確定したことを証明する書類（入学許可書、受入承諾書等）を添付してください。

提出された書類の審査後、適正と認められる場合に、支援金の支払いをします。
1件当たりの支援金は100万円です。

7 活動状況報告、成果報告等

9に定める審査により選定されたプランの活動状況や成果は、広く県民に公表します。
選定された方は、次の報告書を提出してください。

(1) プラン実施期間中

次の報告書等を2か月ごとに提出

- ・ 進捗状況報告書（A4用紙1～2枚程度。現地での写真を使用したレポートとし、写真以外の文字数1,000～2,000字程度）
- ・ 上記報告書の内容を補足するチラシや写真等必要な資料

(2) プラン実施後

ア 成果発表

帰国後、県が開催する成果発表会の場において武者修行の成果を発表していただきます。

成果発表会の時期や内容等詳細については、選定後に示します。

イ 経過報告

アの成果発表後も、継続してその経過報告を行っていただきます。時期や内容等詳細については、選定後に示します。

(3) その他

活動の期間や内容によって、中間成果発表を行っていただく場合があります。

8 応募の手続、スケジュール等

(1) 募集期間、応募書類、提出部数

ア 募集期間

平成26年4月3日（木）～平成26年6月20日（金）（必着）

イ 応募書類

- ・ 事業計画書（様式1）
- ・ 申請者概要調（様式2）
- ・ 収支予算書（様式3）
- ・ その他参考となる書類（様式任意）

（応募者の活動状況がわかる写真、映像、音源等を添付。また、応募者の活動を取り上げた新聞記事、雑誌記事等があれば添付）

ウ 提出部数

1部（提出された書類は返却しません）

(2) 書類の提出方法および提出先

- ・メールにより、次のところに提出してください。
e-mail : youthchallenge@pref.fukui.lg.jp (福井県 男女参画・県民活動課)
- ・なお、8(1)イ「その他参考となる書類」で、メールでの提出ができないものは、郵送により、次のところに提出してください。
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県 男女参画・県民活動課あて

(3) 様式の入手方法

各様式は、「若者チャレンジ応援プロジェクト」のホームページからダウンロードできます。

(4) 問い合わせ先

- メールか電話で、次のところにお問い合わせください。
福井県 男女参画・県民活動課
e-mail : youthchallenge@pref.fukui.lg.jp
T E L : 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 3 7

9 選定方法

8に定める応募書類をもとに、事業の内容の独創性・先駆性、実現可能性、事業の効果、海外武者修行しようとする専門分野での実績などを審査し、プランを選定します。審査の際には、専門家の意見を聴くことがあるので、ご了承ください。

- ア 一次選考（書類選考） 平成26年7月下旬予定
- イ 二次選考（面接） 平成26年8月上旬予定
- ウ 審査結果の通知 平成26年8月中旬予定

10 情報の公開

選定の結果や、プランの活動状況や成果については、県のホームページや広報媒体等で公開します。

11 支援金の返還

次に掲げる場合は、支援金の返還をさせることがあります。

- ア プランの内容に虚偽記載があった場合
- イ プランの内容を誠実に履行しない場合
- ウ 7に定める活動状況報告、成果報告等を行わない場合など募集要項に定める事項を遵守しない場合
- エ プランの実施を中断する場合
- オ その他支援金の返還が適当と男女参画・県民活動課長が認める場合

12 その他留意事項

- (1) 収支予算書（様式3）に記載の総事業費が3に定める支援金の額を超えているプランのみ応募できます。
- (2) 県や県の事業を実施する団体の制度で他に補助金等を受ける場合は、本事業の支援対象としません。
- (3) 国や市町などの他の制度で補助金や奨学金等の支援を受ける場合は、本事業の支援対象としますが、総事業費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額（自己資金や金融機関からの融資等の合計額）が、3に定める支援金の額を超えているプランの応募できるものとします。